

災害時における物資供給に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と株式会社山口商会（以下「乙」という。）は災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、志摩市内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、また、発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う物資の調達業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条に規定する協力要請を行う場合は、物資供給要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により要請し、後日速かに、物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲で供給するとともに、搬出に関し積極的に協力するものとする。この場合において、乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条に規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は甲が負担するものとする。

(供給品の価格等の決定)

第9条 前条の規定により甲が負担すべき費用は、災害時等の直前における適正価格をもって決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協力体制の構築)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給に関する事項等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

2 乙は、この協定の効果的な運用を図るため、甲が実施する防災訓練へ事業運営に支障のない範囲において協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協力の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印又は署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月7日

甲 住所 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22
氏名 志摩市

志摩市長 橋爪 政吉

乙 住所 三重県津市岩田2番8号
氏名 株式会社 山口商会

代表取締役 山口 幸久